

**相談事業の活動実績及びご相談者
からのご要望等について**
(平成24年9月～12月)

平成25年3月
原子力損害賠償支援機構

問い合わせ先
原子力損害賠償支援機構・円滑化グループ
佐藤
電話:03-5575-3813

目次

1. はじめに	2
2. 相談事業の活動実績	2
3. 機構に寄せられたご要望等の概要	5
4. 機構に寄せられたご要望等の項目	8
(1) 損害賠償請求の内容に関するもの	8
① 財物価値の喪失・減少	9
② 生活費増加分・避難費用	10
③ 営業損害等	11
④ 生命・身体的損害	11
⑤ 精神的損害	12
⑥ 就労不能等に伴う損害	12
⑦ 自主的避難	13
⑧ 損害賠償の終期	13
(2) 請求手続・支払に関するもの	14
(3) 生活全般に関するもの	15
(4) 行政・東電の取組姿勢に関するもの	16
5. 相談事業の今後の展開	16
〈参 考〉 相談事業の活動実績	17
〈別 添〉 被害者の方々からの主なご要望等	

1. はじめに

- 原子力損害賠償支援機構（以下、機構）は、平成 23 年 10 月 31 日から「訪問相談チーム」（弁護士・行政書士等により構成）による福島県内の仮設住宅の集会所等における無料の対面相談や、機構本部（東京）での電話による無料の情報提供等の相談事業を実施・展開してきています。
- 機構ではこれまで 4 回にわたり、こうした相談事業の活動実績や相談事業を通じて機構に寄せられたご要望等を定期的に集計し、公表してきています。今回、平成 24 年 9 月 1 日から 12 月 28 日までに実施した相談事業について、その活動実績と被害者の方々から機構に対して寄せられたご要望等を取りまとめ、公表することとしました。

2. 相談事業の活動実績（平成 24 年 9 月 1 日～12 月 28 日）

（1）訪問相談チームによる福島県内の仮設住宅への巡回相談

- ・「訪問相談チーム」の派遣は、これまで福島県内の仮設住宅を概ね 2 ヶ月で一巡するペースで巡回相談を重ねています。平成 24 年 9 月 1 日から 12 月 28 日までの 4 ヶ月間に、5 巡目、6 巡目の巡回相談を実施しました。
- ・この 4 ヶ月間に、個別の相談会に参加された相談者の方々は、延べ 1,002 組でした。これらの相談者の方々のうち、継続相談者（過去開催された相談会に参加されたことがあるの方々）は 499 組であり、全参加者数の半数を占めました。
- ・巡回相談を開始した平成 23 年 10 月末以降 6 巡目までに個別の相談会に参加された相談者の方々の累計は、延べ 5,000 組でした。このうち、継続相談による参加者数の重複を調整した組数（いわゆる名寄せ後の実数）は、3,681 組でした。これは、県内の仮設住宅の全入居世帯の 35.8%に相当します。

訪問仮設団地数 146 か所（入居世帯数 約 10,281）

	5～6 巡目 (平成 24.9.1～12.28)	1～6 巡目累計 (平成 23.10.31～平成 24.12.28)
個別相談への参加者数（延べ数）	1,002 組	5,000 組

(2) 訪問相談チームによる福島県内の借上住宅等への巡回相談

福島県内の借上住宅等にお住まいの方々は、避難先で逐次、独自の自治会を設立してきています。そうした動きに対応して、これらの自治会などと連携をとりながら、住民の方々が交流する場等に赴いて相談会を実施、拡充しています。

	1 巡目 (平成 23.10.31～平成 24.2.26)	5～6 巡目 (平成 24.9.1～12.28)
開催箇所数	1箇所	21箇所
開催回数	2回	29回
説明会参加者数	30名	413名
個別相談会参加者	27組	137組

※開催箇所数以外は全て延べ数

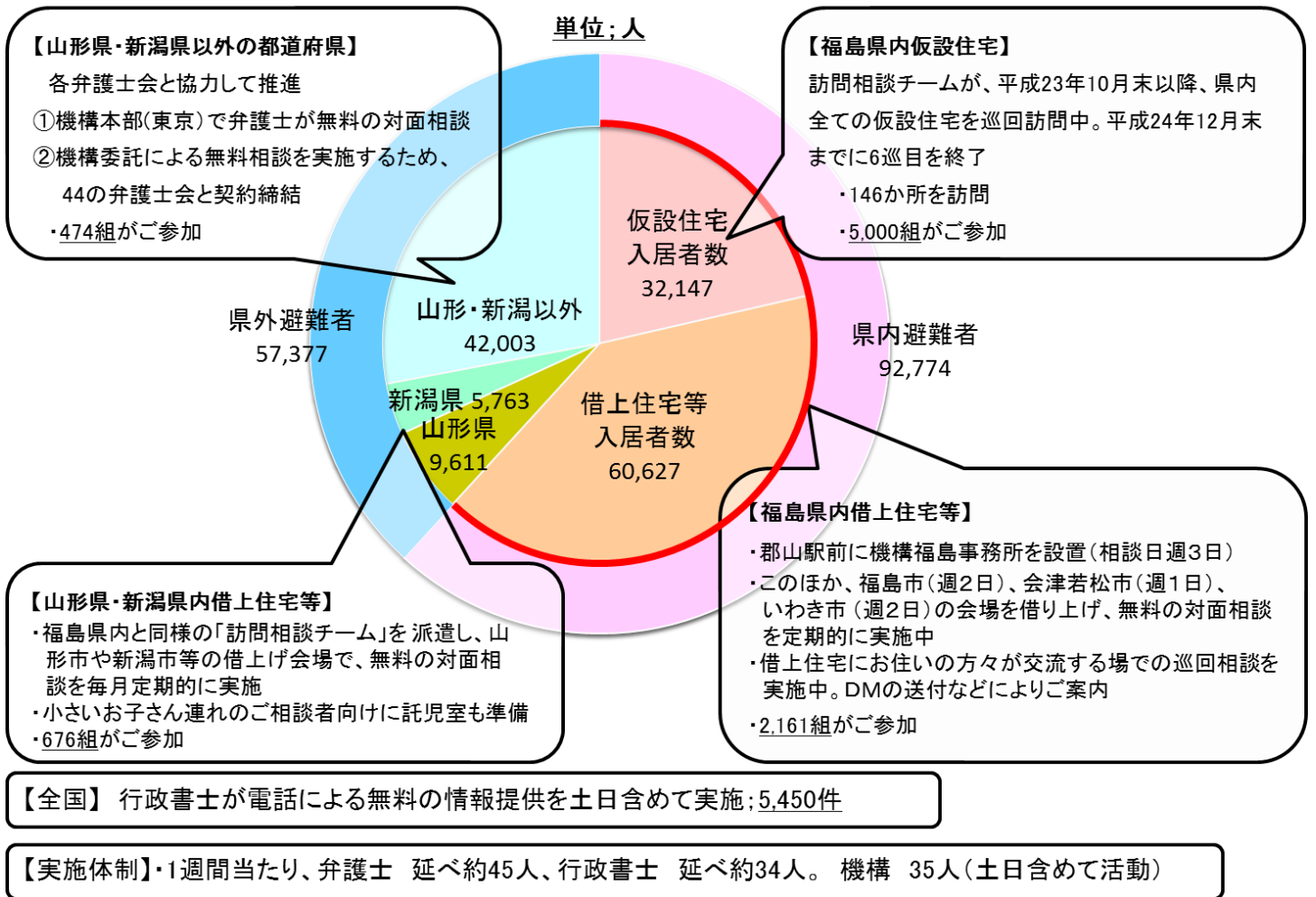
(3) 相談事業全体の活動実績

機構では、上記 (1)、(2) の巡回相談のほか、福島県内外で各種相談事業を展開しています。それら相談事業の活動実績 (延べ数) は次のとおりです。

- ・ 対面による個別相談 : 1,917 組
(平成 23 年 10 月 31 日～平成 24 年 12 月 28 日 累計 : 8,311 組)
- ・ 電話による情報提供・個別相談 : 1,317 件
(平成 23 年 10 月 31 日～平成 24 年 12 月 28 日 累計 : 5,845 件)

※活動実績の詳細については、参考参照。

〈機構の相談事業について〉



※下線の数値は、平成23年10月31日～平成24年12月28日までの累計値(延べ数)

3. 機構に寄せられたご要望等の概要

本報告書は、相談事業を通じて機構に寄せられたご要望等を集計したものです。

(1) 対象期間； 平成 24 年 9 月 1 日～12 月 28 日

(2) 対象者 ； 対面による個別相談 ； 延べ 1,917 組

電話による情報提供・個別相談 ； 延べ 1,317 件

(3) ご要望等の総数； 計 6,486 件

(電話による情報提供のうち、匿名や相談会の開催予定等の問い合わせに関するものは除いています。また、1回の相談に複数のご要望等があれば複数項目で計上しています。)

(4) ご要望等の主な分類

(複数回答)

分 類	件数	%
損害賠償請求の内容に関するもの (詳細は 8 頁～13 頁を参照)	3, 9 9 4	6 2
請求手続・支払に関するもの (詳細は 14 頁を参照)	1, 3 1 9	2 0
生活全般に関するもの (詳細は 15 頁を参照)	7 3 1	1 1
行政・東電の取組姿勢に関するもの (詳細は 16 頁を参照)	4 4 2	7
合 計	6, 4 8 6	1 0 0

(5) ご要望等に関する主な特徴

① 「財物価値の喪失・減少」の賠償に関するご要望等について

賠償請求に関するご要望等のうち、「財物価値の喪失・減少」に関するものが前回集計期間 (H24 年 4 月 30 日～8 月 31 日。以下単に「前回」) と同様最も多く、賠償請求に関するご要望等のうち 34%を占めています。

内訳をみると、「未登記、相続登記未了の財物を賠償して欲しい」、「財物賠償の考え方や財物価値の算定・評価方法を教えて欲しい」などのご要望等が多くなっています。こうしたご要望等が多く寄せられる背景としては、平成 24 年 7 月に政府・東電から賠償基準の考え方等が公表されたものの、その後本格的な

宅地、建物等の財物に関する損害賠償請求の受付が開始されておらず、上記の疑問点が明確になっていないことから、被害者の方々が様々なご不安やご疑問を抱いているものと考えられます。

② 「生活費増加分・避難費用」に関するご要望等について

賠償請求に関するご要望等のうち、「生活費増加分・避難費用」に関するご要望等が占める割合は17%となっており、「財物価値の喪失・減少」に次いで多く、引き続き多くのご要望等が寄せられています。

内訳をみると、「避難先で購入した日用品、家電、家具等の購入費用を賠償して欲しい」や「避難時・避難生活で増加した交通費を賠償して欲しい」とのご要望等が半数を占めています。前者のご要望等については、「原則として一度のみのお支払いとさせていただき、必要かつ合理的な範囲でその実費をお支払いいたします」との東電の賠償基準に関して、後者のご要望等については、「原則として、同居されていた同一世帯のご家族間での移動費用について、必要かつ合理的な範囲で、(中略)お支払いさせていただきます」との基準に関して、その解釈運用に対するご不満等が背景にあるものと考えられます。

こうした傾向は前回と同様のものであり、根強いご要望等となっています。

③ 「営業損害」に関するご要望等について

営業損害に関するご要望等のうち、農林水産業者に関する営業資産・棚卸資産の財物価値に関するご要望等が前回より大幅に増加しています(前回23件→今回75件)。従来の逸失利益の賠償に関するご要望等に加え、財物価値の賠償に関するご要望等が顕在化してきています。

④ 「就労不能等に伴う損害」に関するご要望等について

「就労不能に伴う損害を賠償して欲しい」とのご要望等が、就労不能等に伴う損害に関するご要望等全体の54%を占めており、引き続き多くなっています。これは賠償請求に対する減額や拒否に関するご不満が多いことを示しています。また、賠償の打ち切りに対するご不満も前回と比べて増加しています(前回19件→今回54件)。

⑤ 請求手続き・支払関係に関するご要望等について

請求手続き・支払関係に関するご要望等は、今回機構に寄せられた被害者の方々からのご要望等のうち、20%を占めています。このうち、「減額された内容や金額が分からないので納得がいかない」等のご不満が前回と比べて増加しています（前回 67 件→今回 115 件）。

また「和解仲介の申立方法、メリット・デメリット等を教えて欲しい」など原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）への申立に関するご要望等も前回と比べて増加しています（前回 153 件→今回 230 件）。これらは、被害者の方々が東電へ直接請求し、賠償を拒否されたことを踏まえ、上記申立手続きを検討される方が増加しているためと考えられます。

4. 機構に寄せられたご要望等の項目

(1) 損害賠償請求の内容に関するもの 3,994 件 (62%)

賠償請求に関するご要望等のうち最も多かったものは「財物価値の喪失・減少」に関するもので34%を占めています。4巡目と同様に被害者の方々にとって財物の賠償が引き続き高い関心事項であることがうかがえます。

このほか、「生活費増加分・避難費用」、「営業損害等」、「生命・身体的損害」の順となっています。

(複数回答)

損害項目	件数	%	前回%
① 財物価値の喪失・減少	1,371	34	31
② 生活費増加分・避難費用	671	17	20
③ 営業損害等	532	13	13
④ 生命・身体的損害	401	10	9
⑤ 精神的損害	272	7	10
⑥ 就労不能等に伴う損害	240	6	6
⑦ 自主的避難	80	2	3
⑧ 除染費用・検査費用(人)等	75	2	2
⑨ 一時立入費用・帰宅費用	37	1	1
⑩ その他	22	1	1
⑪ 対象者要件	81	2	—
⑫ 損害賠償の終期	212	5	3
合 計	<u>3,994</u>	<u>100</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100%にはならない。

① 財物価値の喪失・減少

「宅地、建物等不動産(庭木を含む)の価値喪失分を賠償して欲しい」、「財物賠償の考え方や財産価値の算定・評価方法を教えて欲しい」などのご要望等が寄せられています。

(複数回答)

項 目	件数	%
宅地、建物等不動産(庭木を含む)の価値喪失分を賠償して欲しい	541	39
うち 未登記、相続登記未了の財物を賠償して欲しい	195	36
うち 事故発生前にリフォームを行った。その資産価値の増加分を勘案して賠償して欲しい	49	9
うち 再取得価格で賠償して欲しい	34	6
うち 特別仕様等の個別事情を勘案して賠償して欲しい	16	3
財物賠償の考え方や財産価値の算定・評価方法を教えて欲しい	300	22
家財道具等を賠償して欲しい	142	10
帰還に際し必要な住宅等の修理費用を賠償して欲しい	121	9
その他の財物価値の喪失・減少に関する要望	267	19
合 計	<u>1,371</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100%にはならない。

② 生活費増加分・避難費用

「避難先で購入した日用品、家電、家具等の購入費を賠償して欲しい」、「避難時・避難生活で増加した交通費(ガソリン代等)を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられています。

(複数回答)

項 目	件数	%
避難先で購入した日用品、家電、家具等の購入費を賠償して欲しい	169	25
避難時・避難生活で増加した交通費(ガソリン代等)を賠償して欲しい	168	25
うち 家族間で相互訪問した交通費を賠償して欲しい	65	39
うち 避難の際に支払った交通費や引っ越し費用を賠償して欲しい	39	23
うち 遠距離となった通学等の交通費増額分を賠償して欲しい	18	11
うち 看護・見舞い等で増額した交通費を賠償して欲しい	17	11
避難先での光熱費、水道、通信代等を賠償して欲しい	116	17
うち 自家消費していた野菜、米等の購入費用を賠償して欲しい	39	34
うち 井戸水から水道利用に変更したことに伴い増加した費用を賠償して欲しい	32	28
その他の生活費増加分・避難費用に関する要望	218	32
合 計	<u>671</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100%にはならない。

③ 営業損害等

「加工流通業者・サービス業者等及び農林水産業者に関し、逸失利益を賠償して欲しい」とのご要望等が多く寄せられています。

(複数回答)

項 目	件数	%
加工流通業者・サービス業者等に関し、逸失利益を賠償して欲しい	107	20
うち 風評被害による損害を賠償して欲しい	30	28
農林水産業者に関し、逸失利益を賠償して欲しい	88	17
うち 風評被害による損害を賠償して欲しい	21	24
うち 出荷制限による損害を賠償して欲しい	17	19
農林水産業者に関し、営業資産・棚卸資産(財物)の賠償をして欲しい(農地、農機具等)	75	14
不動産に関し、アパート・貸店舗・宅地等の家賃収入等を賠償して欲しい(貸主)	37	7
その他の営業損害に関する要望	225	42
合 計	<u>532</u>	<u>100</u>

④ 生命・身体的損害

「避難中に発症した疾病の医療費、通院慰謝料ならびに通院交通費を賠償して欲しい」、「避難中に亡くなった方に対する死亡慰謝料を賠償して欲しい」などのご要望等が寄せられています。

(複数回答)

項 目	件数	%
避難中に発症した疾病の医療費、通院慰謝料ならびに通院交通費を賠償して欲しい	131	33
避難中に亡くなった方に対する死亡慰謝料を賠償して欲しい	106	26
避難生活に伴う既往症の悪化による医療費、慰謝料ならびに通院交通費を賠償して欲しい	68	17
診断書では事故との因果関係が不明または認められないとされた医療費等を賠償して欲しい	24	6
その他の生命・身体的損害に関する要望	72	18
合 計	<u>401</u>	<u>100</u>

⑤ 精神的損害

「個別の精神的苦痛を踏まえた賠償額を設定して欲しい」、「月額慰謝料を増額して欲しい(月 10 万では少ない)」などのご要望等が寄せられています。

(複数回答)

項 目	件数	%
個別の精神的苦痛を踏まえた賠償額を設定して欲しい	103	38
うち 家族が離れ離れになってしまったことによる精神的苦痛を賠償して欲しい	40	
うち ペットと離れ離れになった、あるいはペットを失ったことによる精神的苦痛を賠償して欲しい	24	
月額慰謝料を増額して欲しい(月 10 万では少ない)	102	38
子供の将来を考えた賠償を実施して欲しい(環境変化、教育、差別可能性)	19	7
その他の精神的賠償に関する要望	48	18
合 計	<u>272</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも 100%にはならない。

⑥ 就労不能等に伴う損害

「就労不能に伴う損害を賠償して欲しい」のご要望が最も多く寄せられています。

(複数回答)

項 目	件数	%
就労不能に伴う損害を賠償して欲しい	129	54
通勤費用の増加分を賠償して欲しい	19	8
「特別な努力」を平成24年2月以前も遡及して認めて欲しい	10	4
その他の就労不能等に伴う損害に関する要望	82	34
合 計	<u>240</u>	<u>100</u>

⑦ 自主的避難

「定額を超える実費を賠償して欲しい(60万円、40万円、8万円では足りない。避難等に要した実費を賠償して欲しい)」とのご要望等が寄せられています。

(複数回答)

項 目	件数	%
定額を超える実費を賠償して欲しい(60万円、40万円、8万円では足りない。避難等に要した実費を賠償して欲しい)	54	68
その他の自主的避難に関する要望	26	32
合 計	<u>80</u>	<u>100</u>

⑧ 損害賠償の終期

「旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市の一部地域の損害賠償を打ち切られたのは納得がいかない」という損害賠償が終わってしまうことに対する不安やご不満等が多数寄せられています。

(複数回答)

項 目	件数	%
旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市の一部地域の損害賠償を打ち切られたのは納得がいかない	63	30
就労不能等に伴う損害の賠償が打ち切られるのは納得がいかない	54	25
結婚等によって避難が終了したと認定されて賠償が打ち切られたのは納得がいかない	25	12
旧警戒区域内(20km 圏内)の損害賠償が打ち切られるのは不安だ、納得がいかない	20	9
その他の賠償終期に関する要望	50	24
合 計	<u>212</u>	<u>100</u>

(2) 請求手続・支払に関するもの 1,319件 (20%)

賠償請求の方法全般や請求書の書き方のほか、東電の請求書に関する質問やご不満等が寄せられています。

(複数回答)

項 目		件数	%
請求全般	請求方法全般について教えて欲しい	212	16
	弁護士に依頼する場合のメリット・デメリットについて教えて欲しい	34	3
	時効について教えて欲しい	14	1
	その他の請求全般に関する要望	36	3
東電請求書	東電請求書の書き方を教えて欲しい	215	16
	減額された内容や金額が分からないので納得がいかない(基準や解釈運用が不明確)	95	7
	包括請求書の運用(追加請求の可否等)に納得がいかない	38	3
	領収書がないとの理由で却下された(あるいは領収書が無い場合の請求方法について教えて欲しい)	38	3
	その他の東電請求書に関する要望	119	9
東電対応	東電コールセンター等の対応が不誠実である	90	7
	東電の窓口と本社回答、担当者間で対応が違うのは納得がいかない	52	4
	請求したが支払いが迅速に行われたい	26	2
	その他の東電対応に関する要望	73	6
和解仲介	和解仲介の申立方法、メリット・デメリット等を教えて欲しい	124	9
	和解仲介の手続をもっと迅速に行って欲しい	28	2
	和解仲介の和解案が提示されたが内容に納得がいかない	22	2
	その他の和解仲介に関する要望	56	4
その他	その他の請求手続・支払関係に関する要望	47	4
合 計		<u>1,319</u>	<u>100</u>

※四捨五入の関係で合計は必ずしも100%にはならない。

(3) 生活全般に関するもの 731件 (11%)

仮設住宅の改善（狭隘、音漏れ、湿気）や故郷への早期帰還、除染の早期実施に関するご要望が引き続き多く寄せられています。 (複数回答)

項 目		件数	%
仮設住宅	仮設住宅を改善して欲しい	176	24
	うち 狭い、物置が欲しい、もう一部屋借りたい	90	51
	うち 隣家への音漏れが気になる	19	11
	うち 湿気がひどい(食料品や家財にカビが生える)	10	6
	うち その他の改善要望	76	43
	借上住宅の家賃補助を出来るだけ継続して欲しい	14	2
	仮設住宅の入居期限を出来るだけ延長して欲しい	10	1
	その他の借上住宅に関する要望	49	7
除染・ 廃棄物	除染を早期に完了して欲しい	62	8
	放射性物質に汚染された廃棄物の処理方針・方法を明確にして欲しい(中間貯蔵施設の決定を含む)	16	2
	その他の除染・廃棄物に関する要望	35	5
帰還・ 復興	故郷へ早期に帰還させて欲しい、元の生活に戻して欲しい	104	14
	インフラを早期に復旧整備して欲しい(道路、病院等)	40	5
	その他の帰還・復興に関する要望	37	5
健 康	不眠など健康状態が悪化した	49	7
	定期健康診断等で長期的に健康状態を把握できるようにして欲しい	16	2
	その他の健康に関する要望	19	3
その他	雇用の確保を支援して欲しい	19	3
	避難中に嫌がらせ等を受けた	14	2
	その他の生活全般に関する要望	71	10
合 計		731	100

(4) 行政・東電の取組姿勢に関するもの 442件 (7%)

「政府・自治体がもっとリーダーシップを取って欲しい (賠償請求、生活支援等)」、「東電にもっと誠意ある態度を示して欲しい」などのご要望が寄せられています。

(複数回答)

項 目		件数	%
警戒区域 見直し	警戒区域の見直しなど今後の見通し、方針を明確にして欲しい	43	10
	警戒区域内の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けずに一律に賠償して欲しい	28	6
	避難等指示区域と自主的避難区域との賠償格差を是正して欲しい	23	5
	その他の警戒区域見直しに関する要望	22	5
情報提供	各地の放射線量等信頼できる情報を速やかに開示・提供して欲しい	21	5
	その他の情報提供に関する要望	27	6
その他	政府・自治体がもっとリーダーシップを取って欲しい (賠償請求、生活支援等)	58	13
	東電にもっと誠意ある態度を示して欲しい	48	11
	復興住宅や仮の町構想を早期に実現して欲しい	26	6
	支払われる賠償金に対して、税制上の特例措置を講じて欲しい	11	2
	その他の行政・東電の取組姿勢に関する要望	135	31
合 計		442	100

5. 相談事業の今後の展開

福島県内外での各種相談事業を引き続き実施していきます。福島県内の仮設住宅等における相談会については、テーマに応じた座談会形式での相談会など、被害者の方々の関心事項や財物賠償に対する相談需要の変化等を踏まえ、柔軟に対応していきます。

相談事業の活動実績

1. 訪問相談チーム

「訪問相談チーム」が福島県内の仮設住宅の集会所等を巡回して、無料の対面相談を実施・展開しています。

(1) 福島県内仮設住宅：146 か所(約 10,281 世帯) ※数値はいずれも延べ数

	5～6巡目 (平成 24. 9. 1～12. 28)	1～6巡目累計 (平成 23. 10. 31～平成 24. 12. 28)
実施回数	226 回	747 回
説明会参加者	529 名	3,876 名
個別相談件数	1,002 組	5,000 組
派遣人数	弁護士：225 名 行政書士：191 名	弁護士：1,282 名 行政書士：968 名

(2) 福島県内借上げ住宅等：21 か所 ※数値はいずれも延べ数

	5～6巡目 (平成 24. 9. 1～12. 28)	1～6巡目累計 (平成 23. 10. 31～平成 24. 12. 28)
実施回数	29 回	48 回
説明会参加者	413 名	536 名
個別相談件数	137 組	229 組
派遣人数	弁護士：37 名 行政書士：34 名	弁護士：65 名 行政書士：57 名

(3) 山形県及び新潟県 ※数値はいずれも延べ数

	平成 24. 9. 1～12. 28	平成 23. 12. 23～平成 24. 12. 28
実施回数	27 回	113 回
説明会参加者	86 名	425 名
個別相談件数	76 組	676 組
派遣人数	弁護士：39 名	弁護士：221 名 行政書士：14 名

2. 機構福島事務所及び県内主要都市

- 機構福島事務所（郡山市）及び福島市、会津若松市、いわき市の借上会場における弁護士による無料の対面相談 ※数値はいずれも延べ数

	平成 24. 9. 1～12. 28	平成 23. 11. 12～平成 24. 12. 28
個別相談件数	455 組	1, 932 組
派遣人数	弁護士：125 名 行政書士：75 名	弁護士：494 名 行政書士：256 名

3. 機構東京本部 ※数値はいずれも延べ数

- 行政書士による賠償請求に関する電話による無料の情報提供

	平成 24. 9. 1～12. 28	平成 23. 10. 31～平成 24. 12. 28
個別相談件数	1, 197 件	5, 450 件
派遣人数	行政書士：238 名	行政書士：996 名

- 弁護士による無料の対面・電話相談

	平成 24. 9. 1～12. 28	平成 23. 10. 31～平成 24. 12. 28
個別相談件数	136 組	487 組
派遣人数	弁護士：68 名	弁護士：230 名

4. 機構の委託による各県弁護士会の相談事業

- 弁護士による無料の対面相談 ※数値はいずれも延べ数

	平成 24. 9. 1～12. 28	平成 24. 4. 16～12. 28
個別相談件数	231 組	382 組

- ・（内訳）宮城県 83 組、神奈川県 53 組、大阪府 52 組、茨城県 46 組、東京都 43 組、群馬県 33 組、新潟県 32 組、静岡県 11 組、北海道 7 組、栃木県 6 組、長野県 4 組、山梨県 3 組、奈良県・岡山県・山口県 2 組、秋田県・香川県・鹿児島県 1 組

5. 個別相談・電話受付総数

※数値はいずれも延べ数

	平成 24. 9. 1～12. 28	平成 23. 10. 31～平成 24. 12. 28
対面による個別相談件数	1, 917 組	8, 311 組
電話による 情報提供・個別相談	1, 317 件	5, 845 件